

忝所許之職、望請殊蒙官裁、因准先例、被給三善朝臣姓、將仰奉公之貴者、左大臣宣奉勅依請者、省宜承知、依宣行之、符到奉行、

左少辨

貞元二年五月十日

左大史

〔古今著聞集衛道〕宇佐大宮司なにがしがや、癩病をうけたる由聞へ有て、一門の者共改補せらるべきよし訴へ申ければ、大宮司はせのぼりて、醫師にみせられて、實否をさだめらるべきよし奏し侍ければ、和氣丹波のむねとあるともがらに御尋有けり、中原貞説も、おなじく召に應じて御尋に預りけり、各自らいといふ病のよしを奏しけり、療治すべきよしの勘文奉るべきよし仰下されければ、めんくに罷出て玄るして參らすべき由申けるに、貞説申けるは、非重代の身にて、一巻の文書のたくはへなし、知りて侍る程の事は、當座にて考申べしとて、則玄るし申けり、もろもろの醫書共皆悉く引のせて、ゆしく注申たりければ、叡感有て、申うくるに隨て、和氣の姓を給はせける。後には諸陵ノ正に成て、子孫いまにたえず。

〔朝野群載九功勞〕正六位上行内膳典膳菅原朝臣有隣誠惶誠恐謹言

請特蒙天恩因准先例改菅原氏賜本姓惟宗遷任左衛門志即蒙檢非違使宣旨狀

右有隣、謹檢案内出法曹居諸司之者、遷金吾至廷尉、載在竹帛、不遑羅縷、又改氏姓仕道志者、明法博士資清是也、有隣娶孩之日、外祖父有眞、收養爲子、仍入彼戶、爲菅原氏、傳兩祖之風、苟繼箕裘、嗜二章之道、已及強仕、金科玉條、披文道之遺草、而可探勘問糺彈、以有眞之庭訓而可決、望請天恩因准先例、改菅原氏、賜本姓惟宗、遷任件官職、將知儒胤之異他矣、有隣誠惶誠恐謹言。

永久三年正月十三日

正六位上行内膳典膳菅原朝臣

〔朝野群載八別奏〕式部省